

報道関係者 各位

令和7年12月18日

【照会先】

富山労働局労働基準部監督課

監督課長 風間 武志

主任地方労働基準監察監督官 市井 慶尚

TEL: 076 (432) 2730

## 外国人技能実習生又は特定技能外国人を雇用する事業場の監督指導結果を公表します

富山労働局（局長 小島悟司）では、このたび、管内の労働基準監督署が令和6年に実施した外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を雇用する事業場の監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【令和6年の監督指導結果の概要】

#### 【技能実習生関係】（詳細は別紙1）

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した249事業場のうち177事業場（71.1%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（28.5%）、②健康診断結果について医師等からの意見聴取（14.9%）、③衛生基準（14.1%）の順に多かった。
- 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反による送検は1件。

#### 【特定技能外国人関係】（詳細は別紙2）

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した101事業場のうち81事業場（80.2%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（31.7%）、②衛生基準（21.8%）、③健康診断の結果について医師等からの意見聴取（18.8%）の順に多かった。
- 特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反による送検は0件。

上記の監督指導結果を踏まえ、富山労働局及び管内の労働基準監督署では、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働安全衛生及び労働条件の確保に向けて監督指導を実施するとともに、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては送検を行うなど、厳正に対応していくこととしています。

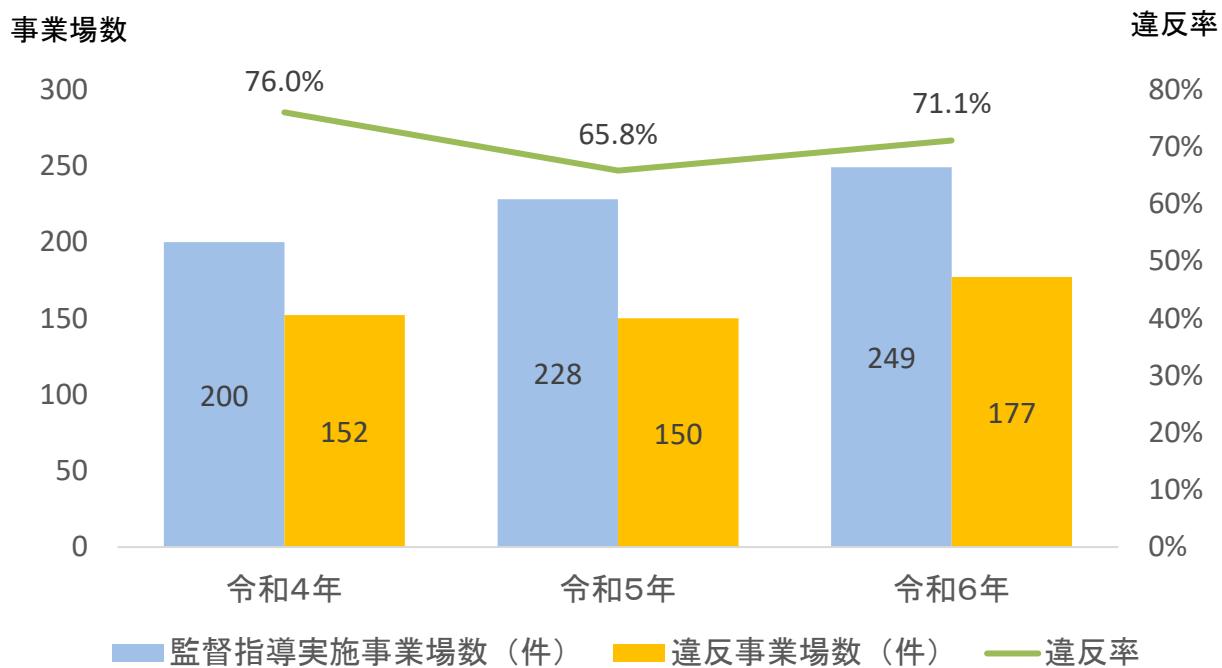


# 技能実習生を雇用する事業場の監督指導結果（令和6年）

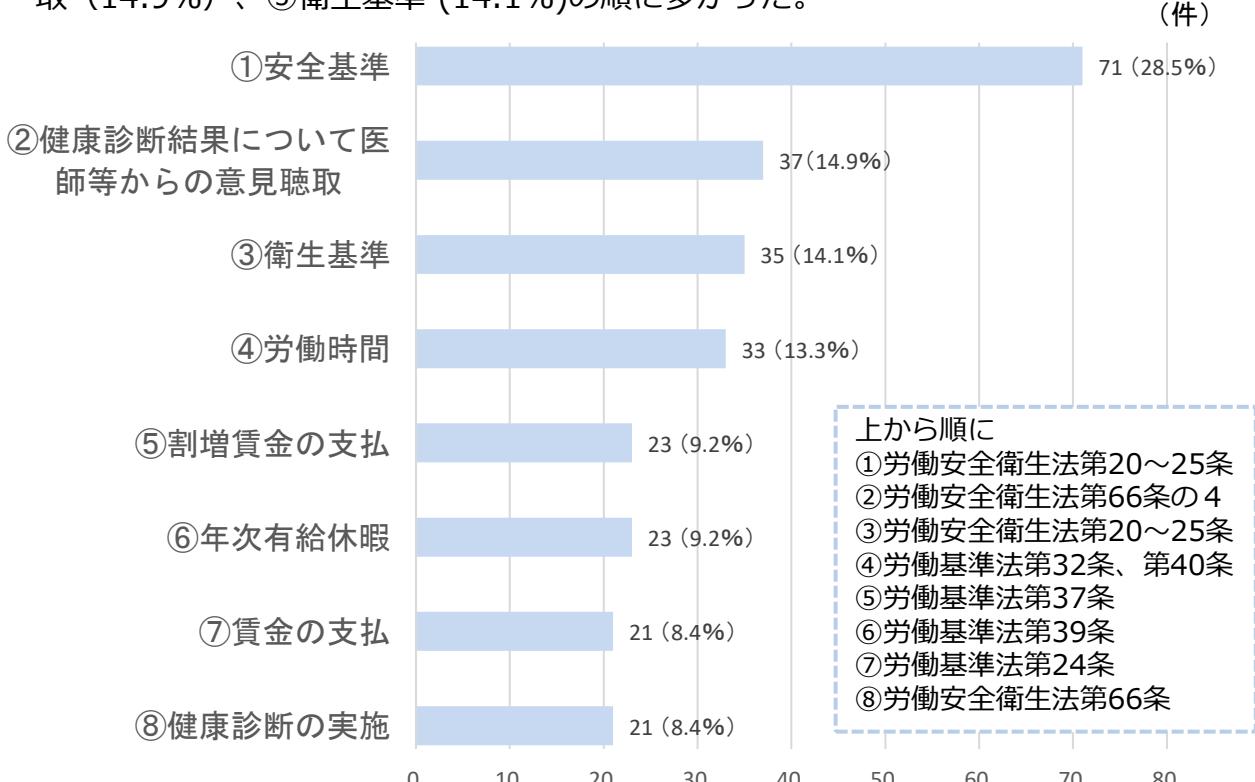
## 1 監督指導の状況

(1) 令和6年に、県内の労働基準監督署等において、技能実習生を雇用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**249事業場**に対しての監督指導を実施したところ、その**71.1%**に当たる**177事業場**で同法令違反が認められ、違反事業場数は過去3年間で最多であった。

＜注＞違反は、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全基準（28.5%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（14.9%）、③衛生基準（14.1%）の順に多かった。



＜注＞違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業 場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
機械・ 金属製造	105	75 (71.4%)	安全基準 32 (30.5%) 衛生基準 24 (22.9%) 労働時間 16(15.2%)
食料品 製造	25	20 (80.0%)	安全基準 9 (36.0%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 4 (16.0%) 労働時間 3 (12.0%) 年次有給休暇 3 (12.0%)
建設	25	19 (76.0%)	安全基準 7 (28.0%) 割増賃金の支払 5 (20.0%) 年次有給休暇 4 (16.0%)
繊維・ 衣服製造	9	7 (77.8%)	法令等の周知 2 (22.2%) 安全基準 2 (22.2%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 2 (22.2%)
＜参考＞ 全業種	249	177 (71.1%)	安全基準 71 (28.5%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 37(14.9%) 衛生基準 35(14.1%)

＜注1＞「主な業種」は、県内において技能実習の計画認定件数が多い職種のうち4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関する業種について取りまとめたものである。

＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、他の建設業

＜注3＞違反は、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注4＞違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2 申告の状況

令和6年に、県内の労働基準監督署に対して、技能実習生が労働基準関係法令違反の是正を求めた申告の件数は、賃金不払が1件であった。

## 3 送検事例

令和6年に、県内の労働基準監督署において、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は1件（労働安全衛生法違反）であった。

### 仮設通路に手すり等の墜落防止措置を講じなかつた疑いで送検

#### 検査経過

- 技能実習生が昇降階段の高さ約12メートルの場所から地上に墜落し死亡する労働災害が発生し、労働基準監督署において原因を調査した。
- 調査の結果、工場の外壁工事現場で足場の解体中、技能実習生に作業用具などの運搬を行わせる際に使用する昇降階段（架設通路）に手すりが設置されていなかつたことが判明したため、送検した。

#### 被疑事実

- 法人及び代表者について  
架設通路を使用させるに当たり、墜落による危険を防止する措置を講じなかつたこと。

#### 違反条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）  
労働安全衛生規則第552条（架設通路）

## 4 その他、労働基準監督署と外国人技能実習機構との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、外国人技能実習機構（名古屋事務所富山支所。以下同じ。）との間で、労働局を通じて、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和6年に、労働局を通じて外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は12件、外国人技能実習機構から労働局へ通報（※2）された件数は15件であった。

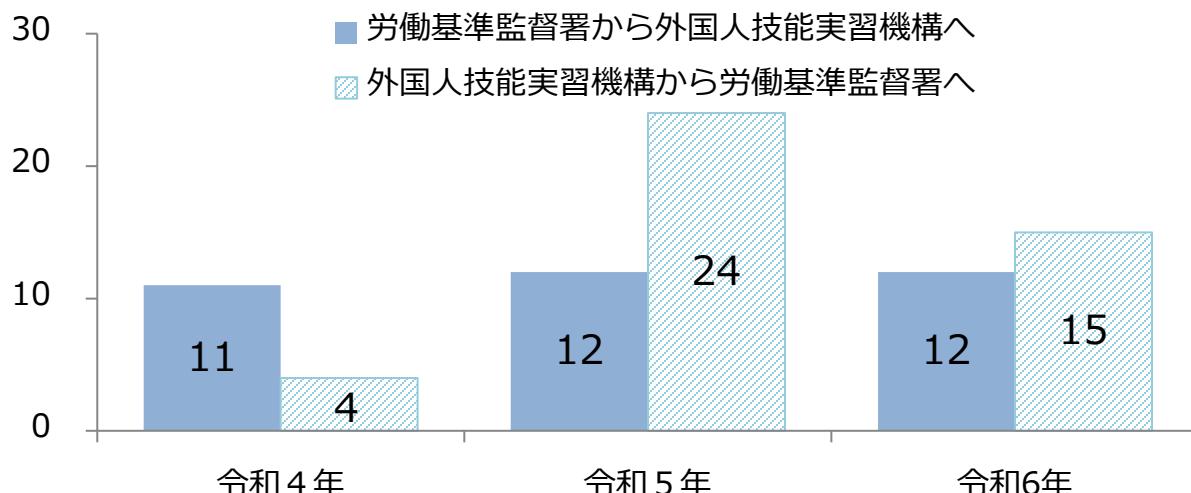
※1 労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督署において技能実習生を雇用する事業場に対して監督指導等を実施した結果、

技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 外国人技能実習機構から労働基準監督署へ通報する事案

外国人技能実習機構において技能実習生を雇用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



## 5 相互通報事例

### 外国人技能実習機構からの通報を契機に合同監督・調査を実施し、違法な時間外労働及び健康診断の未実施について是正・改善を指導

#### 概要

- プラスチック製品製造業の事業場において、労働基準関係法令違反の疑いがあると外国人技能実習機構から労働局に通報があったため、所轄の労働基準監督署と合同で立入調査を実施した。
- 調査の結果、技能実習生4名に対し、1箇月当たり最長75時間45分の時間外労働を行わせる際に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた限度時間を超える時間外労働が認められた。
- また、技能実習生に対し、1年以内ごとに1回、健康診断を実施しておらず、加えて、深夜業を含む業務に常時従事させている技能実習生に対しても、6箇月以内ごとに1回、健康診断を実施していなかった。

#### 労基署の対応

- 36協定で定める手続を行うことなく時間外労働を行わせていたことについて、労働基準法第32条違反として是正勧告するとともに、36協定の適正な運用について指導した。
- 健康診断を実施していないことについて、労働安全衛生法第66条違反として是正勧告した。

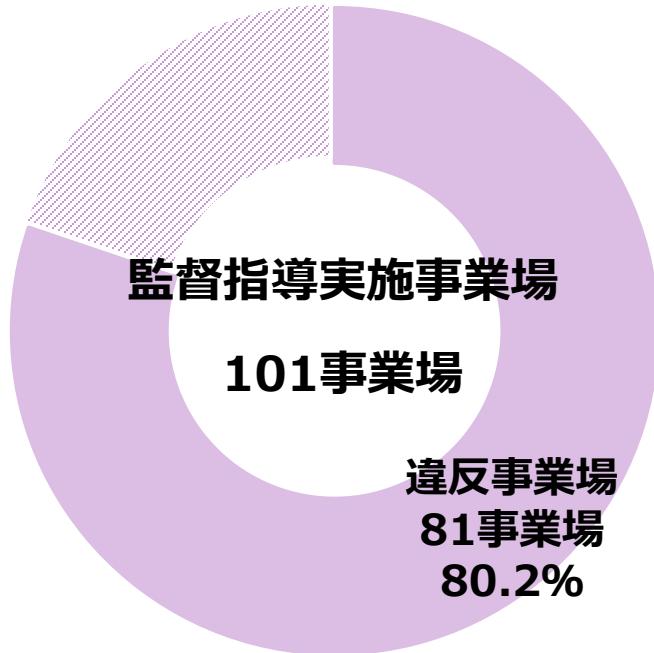
#### 外国人技能実習機構の対応

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、適切に運用するよう改善を指導した。

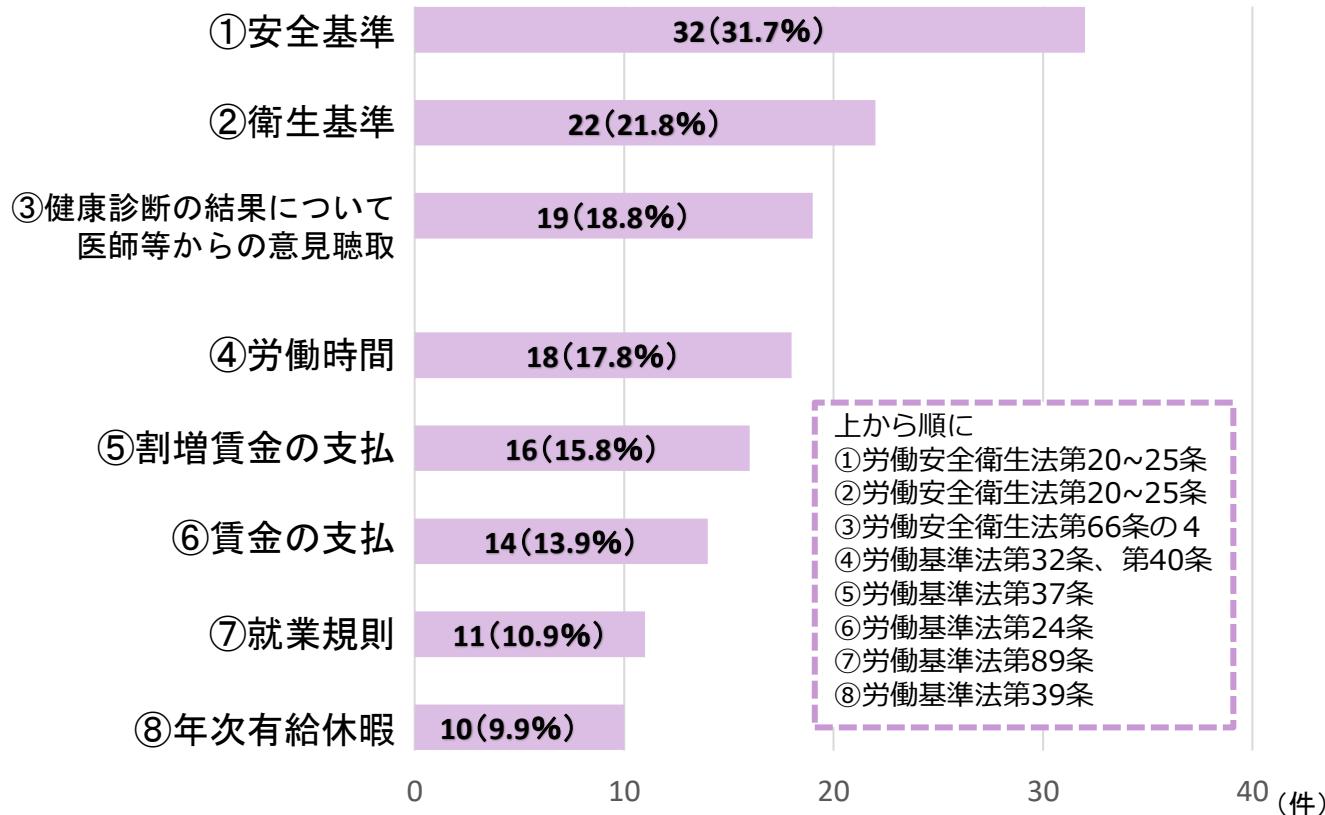
# 特定技能外国人を雇用する事業場の監督指導結果（令和6年）

## 1 監督指導の状況

- (1) 令和6年に、県内の労働基準監督署等において、特定技能外国人を雇用しており、労基準関係法令違反が疑われる101事業場に対しての監督指導を実施したところ、その80.2%に当たる81事業場で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（31.7%）、②衛生基準（21.8%）、③健康診断の結果について医師等からの意見聴取（18.8%）の順に多かった。



＜注＞ 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施 事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
工業製品 製造	49	39 (79.6%)	安全基準 19(38.8%) 衛生基準 17(34.7%) 労働時間 9(18.4%)
建設	18	16 (88.9%)	健康診断結果について医師等からの意見聴取 7(38.9%) 安全基準 6(33.3%) 割増賃金の支払 6(33.3%)
食料品 製造	8	8 (100.0%)	安全基準 4 (50.0%) 割増賃金の支払 1 (12.5%) 就業規則 1 (12.5%)
社会福祉 施設	6	6 (100.0%)	労働時間 3(50.0%) 割増賃金の支払 3(50.0%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 3(50.0%)
＜参考＞ 全業種	101	81 (80.2%)	安全基準 32 (31.7%) 衛生基準 22 (21.8%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 19(18.8%)

＜注1＞「主な業種」は、令和6年10月末時点における県内の特定技能外国人が多い産業（製造業、建設業、医療・福祉）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、  
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、  
電気機械器具製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

食料品製造・・・食料品製造業

社会福祉施設・・・社会福祉施設

＜注3＞違反は、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注4＞違反事項2つ以降ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2 申告の状況

令和6年に、県内の労働基準監督署に対して、特定技能外国人が労働基準関係法令違反の是正を求める申告の件数は、賃金不払が1件であった。

## 3 送検事例

令和6年に、県内の労働基準監督署において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は0件であった。

## 4 その他、労働基準監督署と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、出入国在留管理機関（名古屋出入国在留管理局。以下同じ。）との間で、労働局を通じて、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和6年に労働局を通じてから出入国在留管理機関へ通報（※1）した件数は5件、出入国在留管理機関から労働局へ通報（※2）された件数は0件であった。

### ※1 労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報する事案

労働基準監督署等において特定技能外国人を雇用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

### ※2 出入国在留管理機関から労働基準監督署へ通報する事案

出入国在留管理機関において特定技能外国人を雇用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案